

2 答申第 1 号

令和 2 年 9 月 1 8 日

久留米市長 大 久 保 勉 様

久留米市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 小 原 清 信

久留米市情報公開条例第 1 8 条第 1 項の規定に基づく諮問について（答申）

「久留米市情報公開条例に係る審査請求に関する諮問について」（令和 2 年 6 月 1 5 日付
け 2 健総第 4 8 号）による下記の諮問について、久留米市情報公開条例（平成 1 3 年久留米
市条例第 2 4 号）第 2 6 条第 1 項の規定により、別紙のとおり答申します。

記

令和 2 年 6 月 8 日付け 2 健総第 4 0 号の公文書の存否を明らかにしない決定に対する審
査請求について

別 紙

答 申

第1 審査会の結論

久留米市長（健康福祉部総務。以下「実施機関」という。）が行った公文書の存否を明らかにしない決定は、妥当である。

第2 審査請求に係る経緯

年 月 日	経 緯 等
令和 2年 5月 28日	健康福祉部総務にて公文書開示請求書を受付
令和 2年 6月 8日	公文書の存否を明らかにしない決定
令和 2年 6月 10日	審査請求人からの審査請求書を受付

第3 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

久留米市議会議員田中貴子（以下「本件対象議員」という。）に関する整骨院に通った受診歴が分かる資料（平成28年から現在に至るまで）の開示請求（以下「本件開示請求」という。）について、令和2年6月8日付けで久留米市長がした公文書の存否を明らかにしない決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求める。

2 審査請求の理由

- (1) 本件対象議員は、整骨院の院長と特別な関係にあるように思えるところ、久留米市の税金を不正に整骨院に還流している疑いがある。
- (2) 市議会議員の給与は、市民の税金から当てられているため、不正がある場合には明らかにされるべきである。
- (3) 久留米市情報公開条例（平成13年久留米市条例第24号。以下「情報公開条例」という。）第7条第1号においても、公務員等に関する情報は特例的に開示対象となるものと認識しており、市議会議員については公務員等に含まれる。
- (4) 実施機関は、文書が存在するか否かを回答するだけで個人の正当な利益を害することになると主張するが、市議会議員というのは、自ら住所、年齢、生年月日、家

族構成、議員報酬、資産、履歴まで公表している。

第4 実施機関の説明要旨

1 弁明の趣旨

本件審査請求は、棄却されるべきである。

2 処分理由の説明（弁明の理由）

- (1) 情報公開条例第7条第1号は、「個人に関する情報・・・（略）・・・であつて、特定の個人を識別することができるもの・・・（略）・・・又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」は、不開示情報であると定めている。

一方で、情報公開条例第7条第1号ただし書ウは、「当該個人が公務員等・・・（略）・・・である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分」については例外的に開示されると定めているところ、「公務員等」には地方議会の議員も含み、また、「当該職務遂行に係る情報」とは、当該公務員等が、その組織上の地位に基づいて所掌する事務に関し、当該事務を実施したことにより記録された情報をいうと解されている（久留米市 情報公開の手引き）。本件開示請求に係る情報は、その内容から「職務遂行に係る情報」には該当しない。

- (2) 加えて、情報公開条例第9条は、「当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と定めているところ、本件開示請求に係る情報の内容からすれば、公文書の存在を応答するだけで、特定の個人が整骨院を受診したという不開示情報を開示した場合と同様の結果となり、不開示情報の保護利益が害されることになる。

- (3) 以上のとおり、審査請求人が請求する公文書は、情報公開条例第7条第1号に該当する不開示情報であり、かつ、公文書の存否を明らかにするだけで不開示情報の保護利益が害されることとなるため、情報公開条例第9条により本件処分を行ったものである。

第5 審査会の判断

当審査会は、審査請求人の主張及び実施機関の説明を検討した結果、次のとおり判断する。

- 1 本件は、本件対象議員に関する整骨院に通った受診歴が分かる資料（平成28年から現在に至るまで）についての開示請求に対しなされた、実施機関による公文書の存否を明らかにしない決定に対し、審査請求人により審査請求がなされた事案である。
- 2 情報公開条例第7条第1号は、「個人に関する情報」であって、「特定の個人を識別することができるもの」については、不開示とすることを定めているところ、「個人に関する情報」とは、個人の人格や私生活に関する情報に限らず、個人との関連性を有する全ての情報をいうと解されており、疾病や健康状態等の心身に関するものも含まれる（久留米市 情報公開の手引き）。

審査請求人が本件開示請求により開示を求めている情報は、本件対象議員個人の心身に関する情報であり、情報公開条例第7条第1号の不開示情報に該当する。

- 3 これに対し、審査請求人は、情報公開条例第7条第1号においても、公務員等に関する情報は、特例的に開示の対象となる旨主張する。

確かに、「公務員等」に関する情報は、情報公開条例第7条第1号ただし書ウにより例外的に開示の対象となるが、「公務員等に関する情報」とは、当該規定の文言から明らかにおり、公務員等の「職務の遂行に係る情報」をいうのであって、公務員等に関する情報であっても、職務の遂行と関係のない情報は含まれない。

この点、審査請求人が本件開示請求により開示を求めている情報は、本件対象議員の職務の遂行に係る情報ではなく、情報公開条例第7条第1号ただし書ウには該当しないため、審査請求人の主張は認められない。

- 4 そして、情報公開条例第9条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と定めているところ、当該存否応答拒否の規定の適用要件は、次の3つであるとされている（久留米市 情報公開の手引き）。

- (1) 特定の者を名指しし、又は特定の事項、場所、分野等を限定した開示請求が行われたこと。
- (2) 開示請求に係る情報自体が不開示として保護すべき利益があること。

(3) 当該情報の開示・不開示又は不存在を答えることにより、開示したことと同様な効果が生ずること。

本件開示請求は、本件対象議員という特定の者を名指しして行われたものであり、また、対象となる情報は、前記2記載のとおり、特定の個人の心身に関する情報であることから不開示情報として保護すべきである。さらに、不開示とすると回答した場合、そのことのみで本件対象議員の整骨院への受診歴という不開示情報を開示したときと同様の結果となる。

したがって、上述の3要件を満たしているため、情報公開条例第9条を適用することができる。

- 5 その他、審査請求人は、本件対象議員による整骨院への通院が不正（詐欺）である理由について縷々主張するが、それらの主張は、本件処分の適法性・妥当性の判断にとって直接関係しない。
- 6 以上によれば、実施機関が行った本件処分は適法かつ妥当であり、審査請求人の請求には理由がないため、前記結論のとおり答申する。

第6 審査の経過

当審査会は、本件審査請求について次のとおり審査を行った。

年 月 日	経 過 等
令和 2年 6月 15日	実施機関から当審査会に諮問
令和 2年 6月 25日 (第1回審査会)	実施機関から処分理由説明書の提出
令和 2年 8月 4日 (第2回審査会)	審議
令和 2年 9月 2日 (第3回審査会)	審査請求人の口頭意見陳述及び審議
令和 2年 9月 18日	審議

第7 久留米市情報公開・個人情報保護審査会委員

役 職 名	氏 名
会 長	小 原 清 信
委 員	相 澤 直 子
委 員	由 良 清 香
委 員	堀 田 富 子
委 員	西 野 惠 子
委 員	山 田 三 男